

# 排水設備工事申請等の手引き

名張市上下水道部

令和6年4月1日

# 目次

第1章 総論	1
第1節 総説	1
1 目的	1
2 適用	1
3 排水設備工事の範囲	1
4 排除方式	1
5 排除区分	1
第2節 基本的事項	2
1 排水設備の設置義務者	2
2 排水設備工事の実施者	2
3 排水設備の計画確認	2
4 排水設備の完了検査	2
5 設計	3
6 施工	3
7 材料及び器具	3
第2章 屋内排水設備	3
第1節 基本的事項	3
1 排水系統	3
2 排水設備	3
3 設備構造	3
4 衛生器具	3
5 排水及び通気	3
6 保守管理	3
7 工事調整	4
8 ディスポーザ排水処理システムについて	4
第2節 排水系統の設計	4
1 排水管	4
2 トラップ	4
3 ストレーナー	4
4 掃除口	4
5 水洗便所	4
6 阻集器	4
7 排水槽	5
8 工場、事業場排水	5
9 間接排水	5

第3節 通気系統の設計	5
第4節 施工	6
1 配管	6
2 便器等の据付け	6
3 施工中の確認及び施工後の調整	6
4 くみ取り便所の改造	6
第3章 屋外排水設備	6
第1節 基本的事項	6
第2節 設計	6
1 排水管	6
2 ます	7
3 特殊ます	7
4 設計図	7
第3節 その他	8
1 屋外手洗い場等の排水	8
2 ドレンの排水	8
3 冷媒・熱媒として使用された水の排水	8
4 プールの排水	8
5 ガソリンスタンド等の排水	8
第4節 施工	9
1 排水管の施工	9
2 ますの施工	9
3 浄化槽の処置	9
4 半地下家屋等の浸水対策	9
5 誤接合対策	9
6 既設排水設備対策	9
第4章 除害施設	9
1 水質規制と除害施設の設置等	10
2 事前調査	10
3 排水系統	10
4 処理方法	10
5 処理方式	10
6 除害施設の構造等	10
第5章 指定工事店	11
1 基本的事項	11

2 指定工事店の指定 .....	11
3 指定工事店の責務及び遵守事項 .....	12
4 責任技術者の責務 .....	12
5 責任技術者の登録の取消し等 .....	12
第6章 工事に係る事務手続き .....	12
1 排水設備工事に関する申請から完了まで .....	12
2 行為に関する申請から完了まで .....	14
3 特定施設に関する届出 .....	16
4 除害施設に関する届出 .....	17
5 主な提出書類一覧 .....	17
6 書類記入例 .....	18
7 水洗便所等改造資金 補助金制度・融資利子助成制度 .....	30
第7章 その他 .....	30
1 下水道使用料 .....	30
2 供用区域 .....	31
3 参考文献 .....	32
4 主な関係法令等 .....	32

# 第1章 総論

## 第1節 総説

### 1 目的

この手引きは、名張市が管理する下水処理区域内の排水設備を設置する工事において、下水道法第10条第1項に規定する排水設備に関しその設計及び施工についての技術上の基準を定めるとともに、これら工事の適正な設計及び施工を図ることを目的とする。各処理区域にて関係する法令等により基準の定めがある場合及び既設排水設備については、この限りではない。なお、名張市農業集落排水処理区域並びに名張市が設置する戸別浄化槽の処理区域については、法令条文等を読み替えることにより名張市公共下水道区域と同じ扱いとする。ただし、特別な基準や様式はそれぞれのものを優先する。

### 2 適用

排水設備の設置又は構造については、関係法令、名張市公共下水道条例(以下、「条例」という。)及び名張市公共下水道条例施行規程(以下、「施行規程」という。)のほか、この指針による。これらに定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説(2016年版)」によるものとし、建築物の用途及び環境等の条件を考慮し、適切な方法で工事を行うものとする。

### 3 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、台所、洗面所、浴室等のトラップ及び水洗便所では便器から排除される下水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設(浄化槽を除く。)を新設、増設、改築する工事をいう。なお、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設は排水設備とする。

### 4 排除方式

全区域において分流式であるため汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の污水管きよに排除すること。なお、排水方式は自然流下とすること。

### 5 排除区分

汚水又は雨水の区分は表1-1のとおりとする。

表1-1汚水・雨水の区分基準表

下水の種類	汚水	雨水
生活雑排水	○	
屋外手洗い場(屋根あり)	○	
屋外手洗い場(屋根なし)		○
ドレン排水	○※1	○※1
給湯器のドレン排水	○※2	○※2
屋根、ベランダの排水		○
駐車場の排水		○
冷媒・熱媒として使用した水の排水	○※1	○※1
事業活動による排水	○※3	

プールの排水		○※4
ガソリンスタンド、自動車整備工場の排水	○※5	
自動車洗車場	○※6	

- ※1 原則汚水とするが、雨水と同等以上に清浄であるものであれば、市との協議により雨水系統に排水することができる。
- ※2 原則汚水とするが、ガス機器認証マーク等により、雨水と同等以上に清浄であることが証明される場合は雨水系統に排水することができる。
- ※3 除害施設の設置や特定施設に該当するかなどの確認が必要。
- ※4 雨水と同等以上に清浄し雨水系統へ排水すること。
- ※5 鉱油等が含まれる排水を流す場合は、油水分離槽を設置すること。これに加え雨水混入の可能性がある場合は、汚水系統への雨水混入を抑制するため流量調整器等を設置すること。
- ※6 油水分離槽を設置すること。これに加え雨水混入の可能性がある場合は、流量調整器等を設置すること。なお、自動式車両洗淨施設がある場合は特定施設に該当する。

## 第2節 基本的事項

### 1 排水設備の設置義務者

公共下水道の供用を開始したときの排水設備の設置義務については、下水道法第10条第1項に規定されており、排水設備を設置しなければならない者は、次のとおり定められている。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、その建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地((3)を除く。)にあつては、その土地の所有者
- (3) 道路(道路法による「道路」をいう。)その他公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、その公共施設を管理すべき者

### 2 排水設備工事の実施者

排水設備工事(新設・増設・改築等の工事(以下、「新設等」という。))及び処理区域内における水洗便所の改造工事をいう)は名張市排水設備指定工事店(以下、「指定工事店」という。)が行う。

### 3 排水設備の計画確認

排水設備の新設等を行う場合、その設置義務者は名張市公共下水道条例(以下、「条例」という。)第5条により、着手予定日の14日前までに「排水設備等計画(変更)確認申請書」を提出して、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているか否かの確認を受けなければならない。また、計画の変更の場合も同様である。なお、排水管の修繕や便器の取替え、その他これらに類する軽微な排水設備工事はこの限りでない。

### 4 排水設備の完了検査

排水設備工事が完了したときは、条例第6条により、完了した日から5日以内に「排水設

備等工事完了届」を提出して、確認申請書の内容に基づき工事が適正に行われたかの検査を受けなければならない。

## 5 設計

現場の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。

## 6 施工

設計図及び仕様書等に従い、現場の状況を十分に把握した後に着手し、適正な施工管理を行う。

## 7 材料及び器具

設備の長期間にわたる機能の確保という見地から選定することが必要であり、それらの施工性、経済性、安全性及び耐震性について配慮し、あわせて、規格品（日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等）若しくは規格品と同等以上の性能を持つものの中から、現地の状況に適したものを選定すること。なお、一度使用したものは原則として再使用できない。

# 第2章 屋内排水設備

## 第1節 基本的事項

屋内の衛生器具等から排出される汚水を円滑に、かつ速やかに屋外排水設備へ導くために屋内排水設備を設ける。

### 1 排水系統

排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。

### 2 排水設備

建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。

### 3 設備構造

大きな流水音、異常な振動、排水の逆流等が生じないものとする。

### 4 衛生器具

数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。

### 5 排水及び通気

排水系統と通気系統が適切に組み合わされたものとする。

### 6 保守管理

排水系統、通気系統ともに、十分に耐久的性を有し保守管理が容易にできるものとする。

## 7 工事調整

建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

## 8 ディスポーザ排水処理システムについて

ディスポーザ排水処理システムは、家庭等から発生する生ごみをディスポーザで破碎したディスポーザ排水を排水処理部で処理し、下水道に流入させるシステムである。

導入・設置について、ディスポーザ排水処理システムの性能等が、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づいたものであり、日本下水道協会の規格適合、認証製品適用されていることを原則とし、市で製品の仕様等から総合的に判断するものとする。

## 第2節 排水系統の設計

### 1 排水管

排水管は、次の事項を考慮して定める。

(1)配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。

(2)管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するように定める。

(3)使用材料は、用途に適合するとともに、欠陥、損傷がないもので、原則として、規格品を使用する。

(4)排水管の沈下、地震による損傷、腐食等防止するため、必要に応じて措置を講じる。

### 2 トラップ

排水管へ直結する器具には、原則としてトラップを設ける。

### 3 ストレーナー

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。

### 4 掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設ける。

### 5 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、水封等の機能を保持したものである。なお、節水型便器を採用する場合は、公共ますまでの距離及び器具の配置状況等を勘案してその宅地に適合した器具の選定を行うこと。

### 6 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。なお、申請の際には、市が使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設置しているか、処理能力及び容量が適正であるかを判断するため製品の仕様書並びに計算書を提出すること。

清掃を簡素化するため阻集器の中にブロワを設置している事例報告があるが、阻集器の本来の役割を阻害することになるため、ブロワの設置は認めない。



## 主な阻集器の種類

### (1) グリース阻集器(グリーストラップ)

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。

### (2) オイル阻集器(オイルトラップ)

給油場等ガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。

### (3) 砂阻集器及びセメント阻集器(サンドトラップ)

排水中に砂、泥、セメント等を多量に含むときは、泥だめにより固形物を分離する。

### (4) 毛髪阻集器(ヘアトラップ)

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付て、毛髪・美顔用粘土が排水管中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型の毛髪阻集器を設ける。

### (5) 繊維くず阻集器(ランドリートラップ)

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。

### (6) プラスチック阻集器(プラスタトラップ)

外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスティック、貴金属等の不溶性物質を分離する。

## 7 排水槽

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、排水槽を設置する場合は、下水道法施行令(以下、「政令」という。)第8条に従い臭気の発散しない構造としなければならない。

## 8 工場、事業場排水

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなるおそれのある排水は、他の一般の排水と分離して集水し、一定の基準以下に処理する必要がある。この場合、一般の排水系統と別の系統で下水道に排水することが望ましい。

## 9 間接排水

排水系統の不測の事故等に備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とする。

## 第3節 通気系統の設計

排水系統には、次に示す目的のため各個通気、ループ通気、伸頂通気方式等を適切に組み合わせた通気管を設ける。これは排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにするものである。

(1) サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する。

(2) 排水管内の流水を円滑にする。

(3)排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

#### 第4節 施工

関係法令等を遵守し、建築物及び付帯設備の施工者と十分な連絡協議を行い、また、建築物の構造、強度及び部材に悪影響を与えないようにするとともに排水機能の確保に十分考慮して施工する。

##### 1 配管

適切な材料及び工法により、所定の位置に適正に施工する。

##### 2 便器等の据付け

用便動作、用途、給水方式を十分理解し、所定の位置に堅固に据え付ける。

##### 3 施工中の確認及び施工後の調整

衛生器具の施工中には、納まりや取付けの良否の確認を行い、施工後に器具が正常に使用できるように調整を行う。

##### 4 くみ取り便所の改造

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合は、確実かつ衛生的に便槽を処置する。

### 第3章 屋外排水設備

#### 第1節 基本的事項

前章で述べた屋内排水設備からの排水を受け、さらに宅地内の建物以外から発生する下水と合わせて、雨水を除く敷地内のすべての下水を公共下水道へ流入させる施設である。

屋外排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1)公共下水道のます及びその他の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画等について調査を行う。また、敷地高が周辺地盤より低い場合には、周囲からの雨水の侵入や下水の逆流に特に注意する。
- (2)排除方式は、公共下水道の排除方式に合わせなければならない。なお、工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共汚水ますに接続することが望ましい。
- (3)構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

#### 第2節 設計

##### 1 排水管

排水管は、次の事項を考慮して定める。

- (1)配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。
- (2)管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。管内流速は、掃流力を考慮して、0.6～1.5m/秒の範囲とする。また、排水管の勾配はやむを得ない場合を除き

1/100以上とする。

【参考】勾配について、VUφ100mmを使用する場合、公共下水道区域では2/100、それ以外の区域では1/100を基準とする。

- (3)使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。露出管又は特別な荷重がかかる場合等は、これに耐え得る管種を選定するか又は防護を施す。
- (4)排水管の土被りは、原則として20cm以上とする。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。
- (5)排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等の排水施設に接続する。
- (6)排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。

## 2 ます

ますの配置、材質、大きさ、構造等は、次の事項を考慮して定める。

### (1)ますの設置個所

排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所に設ける。

### (2)ますの材質

材質はプラスチック(硬質塩化ビニル、ポリプロピレン)、鉄筋コンクリート等の不透水性で耐久性があるものとする。ますを構成する各部材の接合部及び排水管との接合部は水密性があるものとする。

### (3)ますの大きさ、形状及び構造

内径又は内のり15cm以上の円形または角形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

### (4)ふた

堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたとする。

### (5)底部

ますの底部には、接続する排水管の管径に合わせて半円状のインバートを設ける。便所からの排水管は、排水主管のますに鋭角に合流するように接続し、必要に応じて段差を設け主管側への汚物等の逆流を防止する。

### (6)基礎

ますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施す。

## 3 特殊ます

ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は下水道の排除機能保持、施設保全等に支障を来すおそれのあるときは特殊ますを設ける。

農業集落排水処理区域内並びに名張市が設置する戸別浄化槽の処理区域内においては、炊事場等からの固形物・油脂等を分離するために分離ますを設置する。

## 4 設計図

位置図、平面図、配管立図(縦断面図又は計算書に代えることができる)、その他施工に必要な図面で構成する。

### 第3節 その他

#### 1 屋外手洗い場等の排水

屋外に設置する手洗い場等の衛生器具からの排水は、次の事項を考慮して定める。

- (1)原則、汚水系統に排除する。
- (2)水受け容器の上部に屋根や雨水の混入を防ぐ設備が設置されていない場合は雨水系統に排除する。

#### 2 ドレンの排水

設備機器等からのドレン排水は、次の事項を考慮して定める。

- (1)原則、汚水系統に排除する。
- (2)ドレン水を受ける排水管は、間接排水とし、トラップ機能を持った屋外トラップます等の汚水ますに接続する。
- (3)ドレン排水が雨水と同等以上に清浄であるものと確認できれば、市との協議により雨水系統に排除することができる。
- (4)潜熱回収型ガス給湯器において、ドレン水を中和させる中和器を備え、一般社団法人日本ガス機器検査協会(JIA)の認証を受けていれば、雨水系統に排除することができる。

#### 3 冷媒・熱媒として使用された水の排水

設備機器等の冷媒・熱媒として使用された排水は、次の事項を考慮して定める。

- (1)原則、汚水系統に排除する。
- (2)冷却等に使用された水を受ける排水管は、間接排水とし、トラップ機能を持った屋外トラップます等の汚水ますに接続する。
- (3)定期的に排水される水が少量であり、その排出により他の設備等に影響を与えることなく、雨水と同等以上に清浄であるものと確認できれば、市との協議により雨水系統に排除することができる。

#### 4 プールの排水

屋内、屋外に係わらずプールから排水は雨水と同等以上に清浄させることにより、雨水系統へ排水すること。

#### 5 ガソリンスタンド等の排水

ガソリンスタンド及び自動車整備工場等の排水は、次の事項を考慮して定める。

- (1)家庭用排水は、汚水系統に排除する。
- (2)事務所等の屋根の雨水は、雨水系統に排除する。
- (3)鉱油等が含まれている排水は、オイル阻集器を経由して、汚水系統に排除する。なお、雨水が油水分離装置を経由して汚水系統に混入する場合は、雨水混入の影響を抑制するために流量調整器等を設置する。
- (4)自動式車両洗浄施設が設置されている場合は、油水分離槽を設置すること。また、雨水混入の可能性がある場合は、流量調整器等を設置し、排水系統への雨水混入を抑制すること。

## 第4節 施工

### 1 排水管の施工

排水管の施工にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1)掘削は、深さ及び作業現場の状況に適した方法で行う。
- (2)掘削底面は、丁寧に仕上げる。必要に応じて基礎を施す。
- (3)管の布設は直線状に、また、管の接合は水密性を保持し、植物の根等が入り込まないように管材に適した方法により行う。
- (4)埋戻しは、管の移動、損傷等を起こさないように注意し、入念に突き固めながら行う。
- (5)排水管は、必要に応じ防護等を施す。

### 2 ますの施工

ますの施工にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1)掘削は、必要な余裕幅をとる。
- (2)沈下が生じないように基礎を施す。
- (3)既製ブロック又はプラスチック製等を用い、堅固に所定の構造寸法に築造する。汚水ますには半円形のインバートを設ける。

### 3 浄化槽の処置

不要になった浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち原則全撤去とする。また、汚泥及び清掃の廃水を公共ますに流してはならない。なお、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講じること。

### 4 半地下家屋等の浸水対策

半地下家屋等の周辺の地盤面より低い家屋は、豪雨時に下水道管からの逆流等に対して必要な検討を行う。

### 5 誤接合対策

汚水管きよや汚水ますへの雨水侵入などの誤接続に十分注意する。

### 6 既設排水設備対策

事前調査を行い、管きよの勾配不足、汚物の停滞、誤接続、雨水混入等の設置基準に適合しない既設排水設備が確認された場合、排水設備設置義務者に状況を説明し布設替え等の施工について説明する。このことに関して、排水設備設置義務者又は責任技術者の判断により対策のための施工を行わない場合は、使用にあたり支障をきたしても市に対し異義等を申し立てないこと。

## 第4章 除害施設

工場や事業場等からは、さまざまな排水が排出される。工場からは、製造の過程で不要となった廃水や洗浄水が排出され、このなかには、原料、中間生成物、製品の一部等が含まれている。また、工場のほかに畜産業、洗濯業、病院等の事業場からも各種の廃水が発生する。したがって、廃水の水質は業種、規模によって多種多様である。下水道法では、悪質

な下水に対して水質の制限を行っており、下水排水基準に適合するようあらかじめ処理等を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしている。この排出下水を規制基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」という。

#### 1 水質規制と除害施設の設置等

下水道法では、次にあげる下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、排除を制限し、あるいは除害施設の設置を義務づけている。

(1)下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水

(2)公共下水道からの放流水の水質を下水道法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水

#### 2 事前調査

除害施設の計画にあたっては、次の項目について調査を行う。

(1)事業場の規模及び操業形態

(2)廃水の発生量及び水質

(3)廃水量の低減及び水質改善

(4)処理水の再利用及び有用物質の回収

#### 3 排水系統

廃水は発生施設別又は作業工程別に発生量、水質を把握し、処理の要・不要、処理方法等によって排水系統を定める。

事業場から発生する廃水のうち処理の必要ないものは、そのまま公共下水道に排除する。他の処理を要する廃水と混合し処理することは、処理効率、経済性及び汚泥の再利用等に悪影響を及ぼす等の点から好ましくない。また、水量及び水質の変動のある廃水を排除基準以下に希釈して排除することは困難なので、避けなければならない。

#### 4 処理方法

廃水の処理方法の選定にあたっては、次の点に留意し、水質及び排水量に適した方法を選定する。

(1)処理効果が高いこと

(2)維持管理が容易なこと

(3)建設費及び維持管理費が安いこと

(4)設置面積が小さいこと

(5)汚泥の発生量が少なく、処理処分が容易であること

#### 5 処理方式

廃水の処理方式には、簡易処理、回分式及び連続式がある。その方式を採用するかは、処理対象となる排水の水質と水量により各系統ごとに決定していくことが望ましい。

#### 6 除害施設の構造等

除害施設等は、廃水の発生量及び水質に対し十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。

## 第5章 指定工事店

### 1 基本的事項

名張市では、条例第7条で「排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けたものでなければ、行ってはならない。」と定め、排水設備指定工事店制度を採用している。

指定工事店は排水設備工事に関して一定水準以上の技術を確認することだけでなく、管理者である市と申請者の双方の窓口となり、円滑な事務手続きを行う必要がある。

### 2 指定工事店の指定

(1) 指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

指定工事店は、次の事項を満たしていること。

ア 公益財団法人三重県下水道公社(以下、「下水道公社」という。)が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、下水道排水設備工事責任技術者資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された者(以下、「責任技術者」という。)が1名以上専属していること。

イ 工事に必要な設備及び機材を有していること。

ウ 三重県内又は名張市に隣接する市町村に営業所があること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(ウ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(エ) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(オ) 法人であって、その役員のうち(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者があるもの

(2) 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた年度から換算して4年後の年度末までとする。

(3) 有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(4) 管理者は、指定工事店が次の事項のいずれかに該当するときは、指定の取り消し又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

ア 条例第9条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

イ 条例第12条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事ができないと認められるとき。

ウ 条例第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

エ 排水設備工事が、公共下水道の施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

オ 不正な手段により条例第7条第1項の指定を受けたとき。

### 3 指定工事店の責務及び遵守事項

指定工事店は、次の事項を遵守すること。

- (1)関係法令、条例及び施行規程その他管理者が定めるところに従い、適正な排水設備工事を施工しなければならない。
- (2)申請者から工事の申込みを受けたときは、施工数過多や責任技術者の傷病等による正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- (3)工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示すこと。
- (4)指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5)工事は管理者の確認通知を受けた後、着手すること。
- (6)工事は、責任技術者の管理の下において設計及び施工すること。
- (7)排水設備工事が完了したときは、担当する責任技術者が立会い、市が実施する検査を受けること。
- (8)検査の結果、工事が不完全であると認められた時は、それを補修し、再度検査を受けること。
- (9)工事完了後1年以内に生じた故障等について、工事そのものに瑕疵があったと認められる場合は、補償すること。
- (10)災害等緊急時において排水設備の復旧に関し、管理者から協力の要請があった場合は、これに協力すること。

### 4 責任技術者の責務

責任技術者は、次の事項を遵守すること。

- (1)関係法令等を遵守しながら工事の設計及び施工を行わなければならない。
- (2)排水設備工事の一部を下請け業者等に請負わせる場合や施工を責任技術者が自ら直接行わない場合においても、責任技術者は、下請け業者又は直接施工する技能者の施工内容について責任を持たなければならない。
- (3)当該工事が完成した際に行われる検査に立ち会わなければならない。
- (4)排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

### 5 責任技術者の登録の取消し等

管理者は責任技術者が下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する規定第13条第1項の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者として不相当と認め、下水道公社に報告する。これに基づき下水道公社は、報告のあった責任技術者に対し、取消し等の処分を行う。

## 第6章 工事に係る事務手続き

### 1 排水設備工事に関する申請から完了まで

#### (1)基本的事項

ア 指定工事店は、設置義務者に代わり排水設備工事に関する事務を行うことが出来



る。設置義務者から事務に関する質問、事務の依頼があった時は適正かつ効率的に処理対応すること。

また、設置義務者が事務を行う場合、提出書類、記入方法、提出時期等について情報及び書類を設置義務者に提供すること。

イ 施工場所が処理区域内であり、供用開始されているか確認すること。

ウ 排水設備設置義務者(家屋所有者、土地所有者、使用者)の権利関係の調査及び承認の確認を確実にすること。

エ 指定工事店は、工事の施工に直接関連するもののほか、水洗便所の改造に関する融資あっせんの制度や補助金交付制度を十分理解し、情報を設置義務者に提供すること。

オ 指定工事店は、設置義務者が既設排水設備を使用する場合、設備の確認を行い、現状を把握し、情報を設置義務者に提出すること。

(2)排水設備工事の申請 <条例第5条及び施行規程第5条>

排水設備工事を行おうとする場合は、着手予定日の14日前までに「排水設備等計画(変更)確認申請書(様式第3号)」に必要書類を添付し提出すること。

なお、排水設備等計画(変更)確認申請書の申請者、権利承諾の欄は、必ず設置義務者及び権利者本人の署名押印があること。

(3)排水設備工事の着手 <条例第5条及び施行規程第5条>

排水設備工事を着手する場合は、「排水設備等計画(変更)確認通知書(様式第6号)」を受けた後でなければ工事着手してはならない。

なお、施工に際して申請時の計画に変更が生じる場合は図面等を用いて事前に確認を受けること。

また、この確認通知書を交付された日から2ヶ月以内に工事着手しない場合は、当該確認を取り消すことがある。

(4)排水設備工事の完了 <条例第6条及び施行規程第18条>

排水設備工事を完了した場合は、完了した日から5日以内に「排水設備等完了届(様式第20号)」を提出しなければならない。

また、届書とあわせて、公共ますへの固着状況(ます外側から)のわかる写真及び申請時から施工に関して変更が生じている場合は竣工図面等も提出すること。

(5)排水設備工事の完了検査 <条例第6条及び施行規程第18条>

完了検査にあたっては、次の事項を考慮すること。

ア 完了検査の範囲及び立入り

(ア)原則として既設排水設備を含め屋外の排水設備はすべて確認する。

(イ)排水設備工事の内容により必要に応じ屋内の排水設備も対象とする。

(ウ)完了検査を行う場合は、事前に設置義務者へ連絡すること。

(エ)完了検査は、申請書または完了届に添付された図書を基に行う。

イ 完了検査の日程予約

「排水設備等完了届(様式第20号)」を提出後、速やかに完了検査を実施する日時

を管理者と調整し決定すること。

ウ 完了検査時の立会い

完了検査は、当該排水設備工事を担当した責任技術者の立会いのもとに行うと共に、設置義務者または設置義務者より委任された者も立ち会うこと。

エ 完了検査を受けた後の注意

(ア)完了検査時に水道メーター指針を管理者が検針を行い、使用開始数値とする。

(イ)完了検査時、必要に応じて検査職員より修繕、手直しの指示があった時は、指示内容に応じた修繕、手直しを行うこと。

(ウ)指示内容に応じた修繕、手直しを完了後、速やかに再検査を受けること。

(エ)既設排水設備が、下水道施設への影響等がある場合は、管理者が設置義務者に対し改善の指導を行う。

(6)完了検査後の保証期間 <条例第12条第2項7号>

当該排水設備工事を請負った指定工事店は、工事完了後1年以内に生じた故障等について補償すること。また、その後においても、指定工事店として良識ある対応(アフターサービス)に努めること。

(7)その他の事項

ア 排水設備の基準は、公益財団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」の最新版に基づくものとする。

イ 公共ますへの接続はマルチ(フリー)インバートタイプのものに対しては、ホルソー受口を使用すること。それ以外のタイプについては、公共ます底部の形状に合わせた接続方法とすること。

ウ 市が管理している公共下水道移管団地については、公共ますの劣化・破損等が確認されているため、必要に応じて公共ますを取り替えるものとする。この場合、管理者から取替に必要な材料支給を行う。

エ 土地の形状や既設建物の影響等により排水設備の基準を満たせない場合は、事前に管理者と協議すること。それらの内容がやむを得ないと認めた場合、条件を付けて管理者はその内容について承諾する。

オ 排水設備工事に伴い浄化槽を廃止した時は、「浄化槽使用廃止届出書(様式第一号の三・県様式)」の提出を促すこと。

2 行為に関する申請から完了まで

(1)基本的事項

ア 下水道法第24条第1項及び条例第28条に基づき、下水道本管への取付管の接続工事や公共ますの取替工事等の行為(以下、「行為」という。)には管理者の許可を受けなければならない。

イ 指定工事店は、申請者に代わり行為に関する事務を行うことが出来る。申請者から事務に関する質問、事務の依頼があった時は適正かつ効率的に処理対応すること。

また、申請者が事務を行う場合、提出書類、記入方法、提出時期等について情報及び書類を申請者に提供すること。

- ウ 施工場所が処理区域内であり、供用開始されているか確認すること。なお、処理区域外であっても条件により区域外接続が可能な土地もある。
- エ 行為により、排水設備設置義務者(家屋所有者、土地所有者、使用者)となる権利関係の調査及び承認の確認を確実にすること。
- オ 受益者負担金が新たに課される対象の土地への行為においては、申請者に対して制度について説明をすること。

(2)行為の申請 <条例第28条及び施行規程第34条>

- ア 行為を行おうとする場合は、事前に「制限行為(変更)許可申請書(様式第 36 号)」に必要書類を添付し提出すること。
- イ 行為において、道路占用や河川占用が必要となる場合は、申請者はそれらの管理者からの許可を受け、必要書類としてその許可書の写しを添付すること。
- ウ 他の埋設物について調査し、離隔や防護について、それらの施設管理者と協議すること。
- エ 使用材料

(ア)汚水取付管は、取付管用ゴム輪受口片受管(SRB)を標準とする。曲管についても、ゴム輪受口タイプを標準とし、接着タイプの使用は避けること。

(イ)公共ますは、マルチ(フリー)インバートタイプを標準とする。コンクリート製の使用は認めない。公共ます流出側直近にはゴム輪受口自在曲管を接続すること。

(ウ)使用材料は事前に管理者による材料検査を受けること。

(3)行為の着手 <条例第 28 条及び施行規程第 34 条>

行為を着手する場合は、「制限行為(変更)許可書(様式第 37 号)」を受けた後でなければ工事着手してはならない。

なお、施工に際して申請時の計画に変更が生じる場合は図面等を用いて事前に確認を受けること。

(4)施工中の立会

下水道本管への行為の際は、管理者の立会いのもと施工すること。

(5)行為の完了

行為を完了した場合は、速やかに「制限行為完了報告書」に必要書類を添付し提出すること。なお、添付する竣工図面には、次の出来形を測定し記入すること。

ア 下流マンホールの中心から取付位置までの距離

イ 取り付けた下水道本管のとおりから、公共ます蓋の中心までの距離

ウ 境界から汚水接続ます蓋の中心までの距離

エ 取り付けた下水道本管の管径と種類

オ 取付管の管径及び延長

カ 取付管に使用した曲管等の種類

キ 下水道本管への取付箇所の高さ

ク 公共ますの蓋天端から取付管の管底までの高さ

### (6)行為の完了検査

完了検査にあたっては、制限行為完了報告書に添付される竣工図書並びに工事写真により行う。必要に応じて、舗装本復旧状況や公共ます設置状況等の施工後に確認できるものについて、現地検査を実施する。完了検査時に検査職員より修繕、手直しの指示があった時は、指示内容に応じた修繕、手直しを行うこと。

### (7)その他の事項

ア 公共ますを撤去する場合は、下水道本管の取付部から撤去すること。取付部は必ず防護し、漏水や陥没の原因とならないような処置を施すこと。

イ 下水道本管を施工する場合は、名張市上下水道部下水道建設室が監修する「管きょ詳細設計業務委託設計基準」に基づき計画、施工すること。

## 3 特定施設に関する届出

### (1)特定施設の設置等の届出 <下水道法第12条の3>

ア 下水道法第11条の2第2項で水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場(以下、「特定事業場」という。)は、特定施設の設置工事着工予定日の60日前までに特定施設設置届出書を届け出ること。

イ 公共下水道を使用している者で既設の施設が新たに特定施設となった場合、当該施設が特定施設となった日から30日以内に特定施設使用届出書を届け出ること。

ウ 既に特定施設を設置している者が公共下水道を使用することとなった場合、公共下水道使用開始日から30日以内に特定施設使用届出書を届け出ること。

### (2)特定施設の構造等の変更の届出 <下水道法第12条の4>

(1)による届出をした者は、その届出に係る特定施設の構造、使用の方法、排出される汚水の処理方法、公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、変更工事着工予定日の60日前までに特定施設の構造等変更届出書を届け出ること。

### (3)氏名の変更等の届出 <下水道法第12条の7>

ア (1)による届出をした者は、その届出に係る氏名、名称、住所並びに法人にあってはその代表者の氏名や工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったときは、その日から30日以内に氏名変更等届出書を届け出ること。

イ (1)による届出をした者は、特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に特定施設使用廃止届出書を届け出ること。

### (4)承継 <下水道法第12条の8>

ア (1)による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は当該届出をした者の地位を承継し、その承継のあった日から30日以内に承継届出書を届け出ること。

イ (1)による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設承継した法人は、その承継のあった日から30日以内に承継届出書を届け出ること。

(5)水質管理責任者の選任 < 条例第 18 条及び施行規程第 21 条 >

(1)による届出をした者は、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、水質管理責任者選任届(様式第 28 号)を届け出ること。なお、水質責任管理者を変更したときも同様とする。

4 除害施設に関する届出

(1)除害施設の設置の届出 < 条例第 19 条及び施行規程第 20 条第1項 >

除害施設の新設をしようとする者は、工事着手の 60 日前までに除害施設新設届(様式第 22 号)を届け出ること。なお、届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(2)除害施設の工事完了の届出 < 条例第 19 条及び施行規程第 20 条第2項 >

(1)による届出をした者は、その届出に係る工事を完了したときは、完了した日から5日以内に除害施設工事完了届(様式第 23 号)を届け出て、完了検査を受けなければならない。

(3)使用の休止、廃止の届出 < 条例第 19 条及び施行規程第 20 条第4項 >

(1)による届出をした者は、除害施設を休止又は廃止したときは、休止又は廃止した日から 30 日以内に除害施設使用休止(廃止)届(様式第 25 号)を届け出ること。

(4)氏名等の変更の届出 < 条例第 19 条及び施行規程第 20 条第5項 >

(1)による届出をした者は、その届出に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、その日から 30 日以内に氏名変更等届(様式第 26 号)を届け出ること。

(5)承継 < 条例第 19 条及び施行規程第 20 条第6項 >

ア (1)による届出をした者からその届出に係る除害施設を譲り受け、又は借り受けた者は当該届出をした者の地位を承継し、その承継のあった日から 30 日以内に除害施設承継届(様式第 27 号)を届け出ること。

イ (1)による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る除害施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該除害施設承継した法人は、その承継のあった日から 30 日以内に除害施設承継届(様式第 27 号)を届け出ること。

(6)水質管理責任者の選任 < 条例第 18 及び施行規程第 21 条 >

(1)による届出をした者は、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、水質管理責任者選任届(様式第 28 号)を届け出ること。なお、水質責任管理者を変更したときも同様とする。

5 主な提出書類一覧

		書 類 名 ※1	公共下水道 処理区域	農業集落排水 処理区域	名張市設置型 戸別浄化槽区域
排水設備工	申請	排水設備等計画確認申請書	第3号 ◎ ※2	第2号 ◎ ※2	第4号 ◎ ※2
		位置図	◎	◎	◎
		平面図	◎	◎	◎

		配管立面図	◎	◎	◎
		勾配計算書又は縦断図	◎	◎	◎
		構造図	○	○	○
		既設排水施設使用届	第5号 ○ ※3		第6号 ○ ※3
	完了	排水設備等工事完了届	第20号 ◎	第5号 ◎	第8号 ◎
		変更平面図	○ ※4	○ ※4	○ ※4
		変更勾配計算書又は変更縦断図	○ ※4	○ ※4	○ ※4
		公共ます固着状況写真	○ ※5	○ ※5	○ ※5
		公共下水道使用開始届	第29号 ◎ ※6	第7号 ◎ ※6	第10号 ◎ ※6
		浄化槽使用廃止届出書	第一号の三 ○ ※7	第一号の三 ○ ※7	
行為	申請	制限行為許可申請書	第36号 ◎	第16号 ◎	
		位置図	◎	◎	
		平面図	◎	◎	
		断面図	◎	◎	
		構造図	◎	◎	
		占用許可書(写し)	○ ※8	○ ※8	
	完了	制限行為完了報告書	◎	第18号 ◎	
		竣工図面	◎	◎	
		施工及び完成写真	◎	◎	

◎：必ず提出、○：必要に応じて提出

※1 公共下水道処理区域の名称としているため、ほかの処理区域の名称とは異なる

※2 阻集器や特殊な設備機器等を設置する場合は、事前協議の上、仕様書等の添付が必要

※3 申請書において既設配管「有」を選択している場合に必要

※4 申請時に添付したものに変更が生じている場合に必要(変更前に事前確認すること。)

※5 公共ますに接続のための加工を行った場合に必要

※6 施工前より下水道を使用していたとしても必要

※7 浄化槽の使用を廃止した場合に必要(県の様式)

※8 新規に占用をする場合に必要。管理者との協議は申請者の責任で行うこと

## 6 書類記入例

次ページから、主な書類についての記入例(方法)を示す。

排水設備等計画（変更）確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

住 所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇 押印

申請者 氏 名 〇〇 〇〇 印

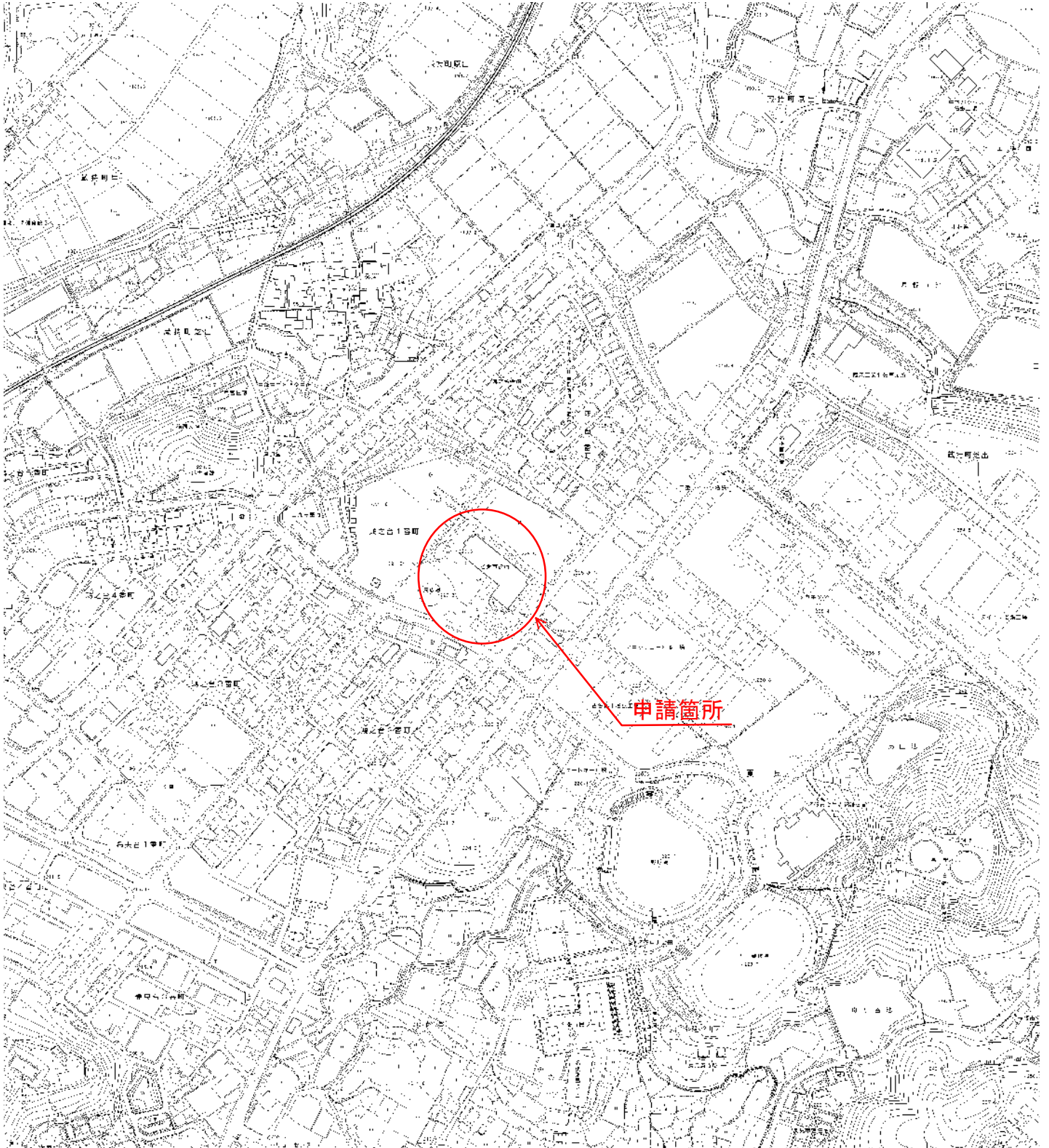
電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

※自署であれば押印不要

排水設備等の申請について計画（変更）の確認を受けたいので、名張市公共下水道条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	名張市 鴻之台〇〇〇〇		
申請区分	排水設備	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 変更	<span style="color: red;">現在浄化槽を使用している場合 <input checked="" type="checkbox"/> 必要</span>
	水洗便所	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input checked="" type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 変更	
使用水の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水併用 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭用 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 公共施設用 <input type="checkbox"/> 事務所用 <input type="checkbox"/> 病院用 <input type="checkbox"/> 工場用 <input type="checkbox"/> 営業用（業種： ） <input type="checkbox"/> 臨時（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
既設排水施設の使用の有無		<span style="color: red;">既設施設使用場合の <input checked="" type="checkbox"/> 必要</span> <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
権利承諾の欄	（申請者が借地人・借家人の場合、又は他人の排水設備に接続する場合に記入ください） <span style="color: red;">押印</span>		
土地の所有者	住所	三重県名張市桜ヶ丘〇〇〇〇	氏名 〇〇 〇〇 <span style="color: red;">印</span>
家屋の所有者	住所	<span style="color: red;">申請者と異なる場合に記入及び押印が必要欄が足りない時、任意の様式にて別添で提出</span>	氏名 印
排水設備の所有者	住所		氏名 印
指定工事店 （施工業者）	住所	三重県名張市下比奈知〇〇〇〇	
	名称	〇〇〇〇株式会社 <span style="color: red;">株式会社 印</span>	
	代表者 代表取締役	〇〇 〇〇	指定工事店番号 第 〇〇〇 号 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
	責任技術者氏名	〇〇 〇〇 <span style="color: red;">印</span>	（責任技術者番号 証第〇〇〇〇〇〇〇号）
予定工期	着手日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	完了日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
*変更の場合	確認番号	第 〇〇 号	確認年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
備考	<span style="color: red;">申請日から着手日まで14日間を要します</span>		
確認番号（記入しないでください）		第 〇〇 号	

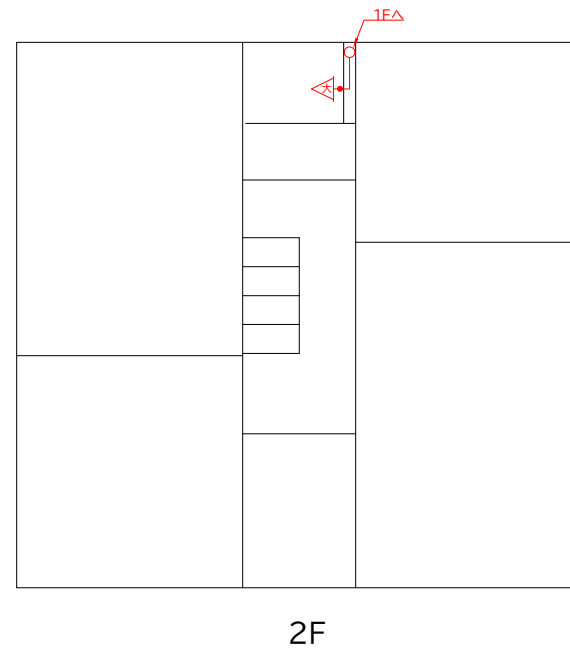
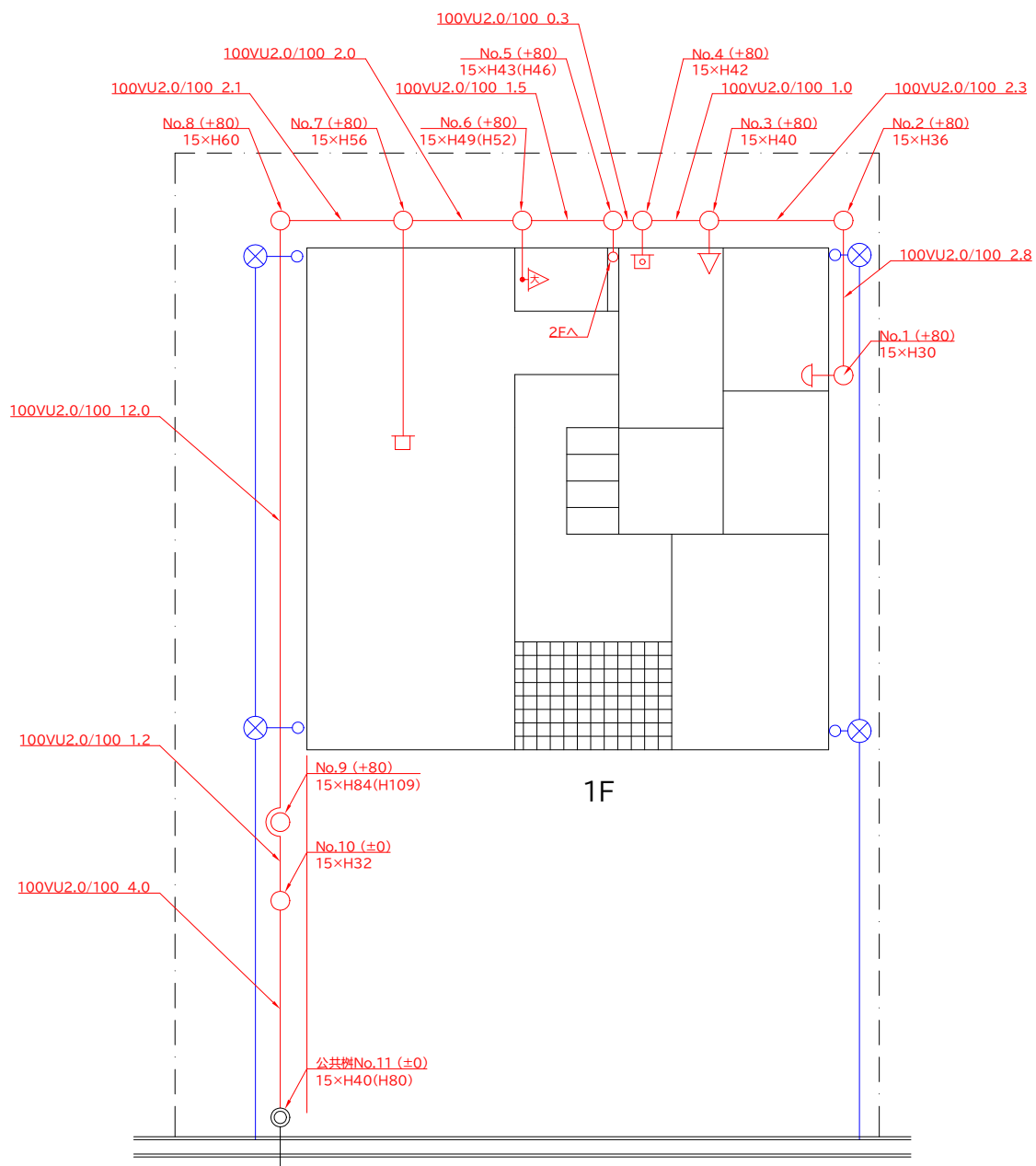
位置図



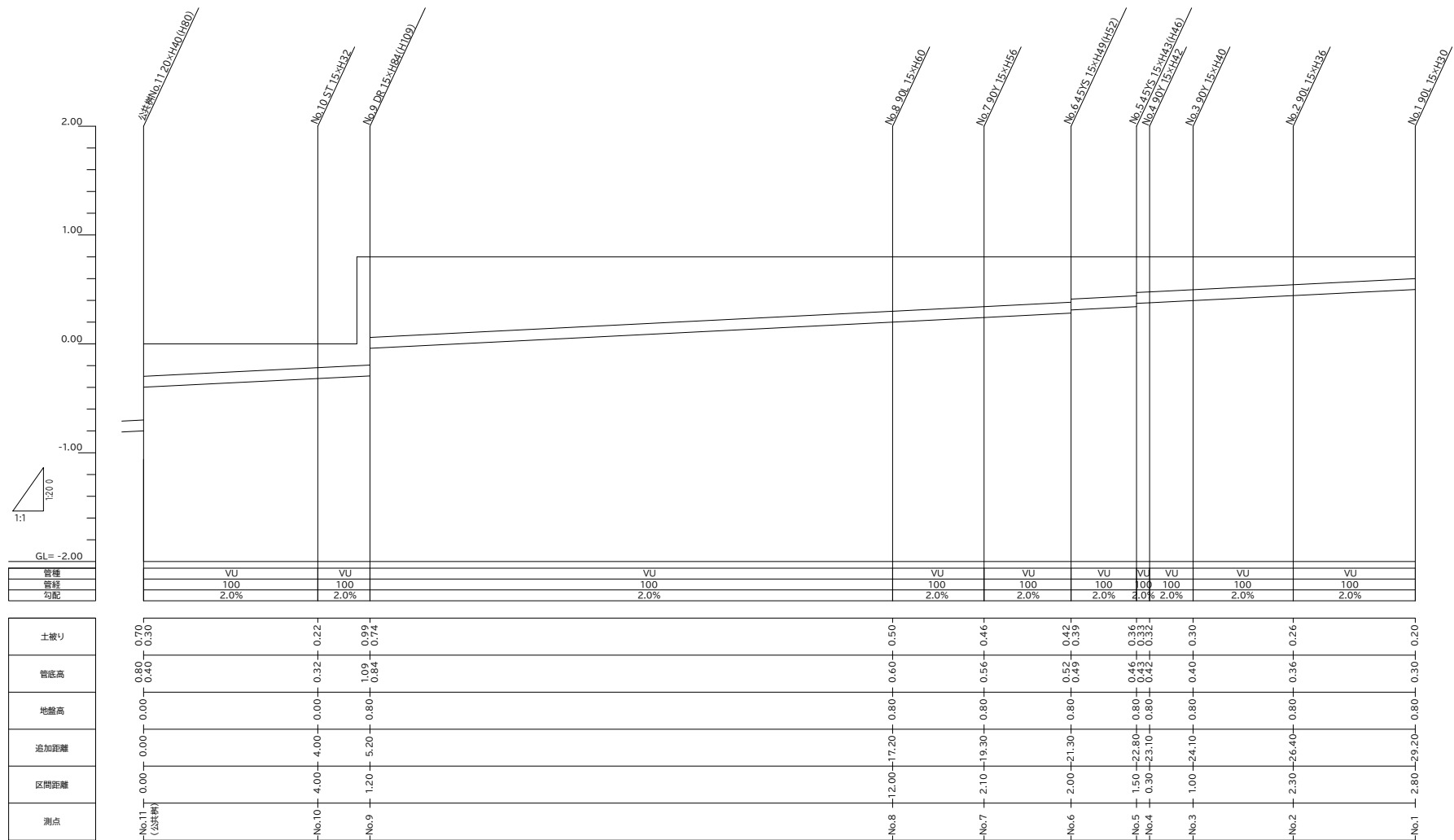
注) ゼンリンの使用禁止  
ただし、ゼンリンの許可を得ている場合は使用可能



平面図



縦断面図



記入例

マスNo.	勾配	×	管路延長 (cm)	+	上流マス深 (cm)	+	管底差 (cm)	-	地盤高差 (cm)	=	マス深 (cm)
1										=	20.0
2	2.0/100	×	280	+	20.0	+	0.0	-		=	25.6
3	2.0/100	×	230	+	25.6	+	0.0	-		=	30.2
4	2.0/100	×	100	+	30.2	+	0.0	-		=	32.2
5	2.0/100	×	30	+	32.2	+	3.0	-		=	35.8
6	2.0/100	×	150	+	35.8	+	3.0	-		=	41.8
7	2.0/100	×	200	+	41.8	+	0.0	-		=	45.8
8	2.0/100	×	210	+	45.8	+	0.0	-		=	50.0
9	2.0/100	×	1200	+	50.0	+	25.3	-		=	99.3
10	2.0/100	×	120	+	99.3	+	0.0	-	80.0	=	21.7
公共枿	2.0/100	×	400	+	21.7	+	0.0	-	0.0	=	29.7

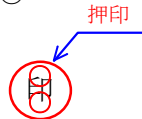
既設排水施設使用届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

住 所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇

届 出 者 氏 名 〇〇 〇〇

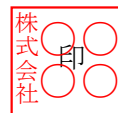


※自署であれば押印不要

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇

住 所 三重県名張市下比奈知〇〇〇〇

指定工事店 氏 名 〇〇〇〇株式会社



電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

指定工事店番号 第 〇〇〇 号

既設排水施設を使用したいので、名張市公共下水道条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

- ・名張市公共下水道条例、施行規程等の基準の適合、不適合に関わらず、当該排水施設で生じた不都合に関して一切迷惑をかけません。
- ・将来、苦情等により名張市から指導があった場合は、速やかに適合基準で施工します。

記

届出箇所	名張市 鴻之台〇〇〇〇
不適合箇所の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不適合内容	【例】No.1～No.2 のルートにおいて基準の勾配がとれていない。

- (注) 1. 届出者が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。
2. □は、該当するところに正確に「✓」を記入してください。
3. 名張市公共下水道条例、同施行規程等の基準に適合しない箇所がある場合は、不適合内容を記入してください。

排水設備等工事完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

住 所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇

届出者 氏 名 〇〇 〇〇




押印

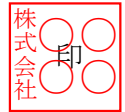
電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

※自署であれば押印不要

排水設備等工事が完了したので、名張市公共下水道条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

確認番号	第 〇〇〇〇-〇〇〇 号
確認年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
設置場所	名張市 鴻之台〇〇〇〇
工事完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
指定工事店 (施工業者)	住 所 三重県名張市下比奈知〇〇〇〇 名 称 〇〇〇〇株式会社 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 指定工事店番号 第 〇〇〇 号      電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
	責任技術者氏名 〇〇 〇〇  (責任技術者番号 証第〇〇〇〇〇〇〇号)
備 考	



完成検査確認欄 (記入しないでください。)	
検査年月日	年 月 日
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
指示事項	
検査員氏名	
再検査年月日	年 月 日
再検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

(注) 1. 氏名を本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

様式第 29 号 (第 25 条関係)

公共下水道使用開始 (休止・廃止・再開・変更) 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

届出者 住所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇  
 (使用者) 氏名 〇〇 〇〇 ※自署であれば 押印不要 (印)  
 電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

公共下水道の使用を開始 ( 休止・廃止・再開・変更 ) しますので、名張市公共下水道  
 条例第 2 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出ます。

記

排水設備 設置場所	名張市 鴻之台〇〇〇〇
確認番号	第 〇〇〇〇-〇〇〇 号
排水設備の所有者	住所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
使用水の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水併用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
水道水使用	お客様番号
使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭用 <input type="checkbox"/> 官公署・学校用 <input type="checkbox"/> 病院用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 会社・工場用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用人数	〇〇 人
使用開始等の年月日	年 月 日
移転先 (休止又は廃止の場合のみ)	
休止又は廃止の理由	
備考	

- (注) 1. は該当する所に正確に「」記入してください。  
 2. 下水道使用料の徴収方法については、水道料金と同時に徴収させていただきます。

下記※印欄は記入しないでください。

※水道メーター番号		※備考	
※水道メーター指示水量	m <sup>3</sup>		
※下水道番号			
※下水道ます番号			

様式第一号の三（第九条の五関係）

浄化槽使用廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

届出者  
住所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
〇〇 〇〇

押印

電話番号 〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇

※自署であれば押印不要

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	三重県名張市鴻之台〇〇〇〇
2 使用廃止の年月日	槽内清掃日 または 撤去日を記入 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	【例】公共下水道接続のため
※事務処理欄	
<p>(注意)</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p>	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

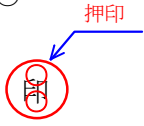
制限行為 (変更) 許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

住 所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇

申請者 氏 名 〇〇 〇〇



※自署であれば押印不要

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

下水道法第 24 条第 1 項に規定する行為の (変更) 許可を受けたいので、名張市公共下水道条例第 28 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	名張市 鴻之台〇〇〇〇
設置物件の内容 (名称・規模・構造等)	<p>【例】フリーインバート柵 100P×200×H1200 … 1個                  公共柵蓋 (鋳鉄製・市章入り) φ200 … 1個                  ゴム輪受口自在曲管 φ100×0° … 1個                  VU管 φ100 = 3.5m                  メカロック支管 VU用 200×100 … 1個</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">使用する材料を 全て記入</div>
設 置 目 的	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">取出しや移設等の理由を記入</div> <p>【例】公共柵新規設置</p> <p style="text-align: right;">↓                  占有許可書に記載された面積を記入</p>
占 用 面 積	〇〇 m <sup>2</sup>
設 置 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 年 月 日 まで
工 事 の 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
施 工 者	所在地 三重県名張市下比奈知〇〇〇〇 名 称 〇〇〇〇株式会社 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; vertical-align: middle;">株式 会社 印</div>
*変更前許可年月日	年 月 日
*変更前許可番号	第 号
添 付 書 類	1.位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)      2. 平面図 (縮尺 500 分の 1 以上) 3.断面図 (縮尺 200 分の 1 以上)      4. 構造図 (縮尺 200 分の 1 以上) 5.その他 (権利の承諾書、占有面積求積資料等)
備 考	

- (注) 1. 申請者が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者氏名を記入ください。  
 2. \*印は、変更の場合のみ記入してください。



## 制限行為完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名張市長 〇〇 〇〇 様

住 所 三重県名張市鴻之台〇〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇



押印

※自署であれば押印不要

工事を完了したので、別紙書類を添付し報告します。

許 可 番 号	第 〇〇〇 号
許 可 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施 工 場 所	名張市 鴻之台〇〇〇〇
工事完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施 工 者	住 所 三重県名張市下比奈知〇〇〇〇 名 称 〇〇〇〇株式会社 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
添 付 書 類	竣工図面 (平面図, 横断図, 配管詳細図) 工事写真

(注) 氏名を本人が署名した場合は、押印を省略することができます。

## 7 水洗便所等改造資金 補助金制度・融資利子助成制度

既設のくみ取便所の水洗化及び排水設備の設置又は改造しようとする者に対し、市がその工事に必要な費用の一部を補助すること、又はその工事に要する資金の融資を金融機関にあっせんするとともに当該利子相当額を助成することにより、便所の水洗化の普及を促進し、住民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(1)補助金、融資あっせんを受けることができる者は、次の事項の全てを満たしていること。

ア 公共下水道処理区域内又は農業集落排水処理区域内で所有している若しくは所有者の同意を得た一般住宅で、申請者本人が住んでいる家の水洗化工事をする者。

イ 市税、国民健康保険税、水道料金、下水道受益者負担金等を滞納していない者。

ウ 供用開始の告示から、くみ取り便所の水洗化は3年以内に、排水設備の設置又は改造は1年以内に工事を行う者。ただし、当分の間は、下水道等接続推進のため経過措置として、この期間を経過しても交付の対象とする。

(2)補助金制度交付対象者

次の事項のいずれかに該当する世帯に属する者を対象とする。

ア 生活保護世帯で生活保護法第 11 条第1項第1号の生活扶助を受けていること。

イ 高齢者世帯で世帯の構成者が満 65 歳以上の方だけの世帯

ウ 一人親世帯で子どもが 18 歳未満の母子、父子世帯

エ 障害者世帯で身体障害者手帳の保持者が属する世帯

上記、イからエの世帯においては、世帯全員の市民税が非課税であること。

(3)融資あっせんの対象者

次の事項のいずれにも該当する者を対象とする。

ア 取扱金融機関の定める融資条件に適合する者

イ 市内に住所を有する者で、独立の生計を営み、かつ、償還能力を有する者

## 第7章 その他

### 1 下水道使用料

下水道使用料は、上水道の使用水量を下水の汚水排除量とし、上水道の2か月検針の水量をもとに使用料を算定し、徴収は1か月毎に分けて行われる。

表 7-1 下水道料金表(1ヶ月分)

種別	基本使用料		従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)	
			11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	154 円
一般	10 m <sup>3</sup> まで	1,500円	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	169 円
			31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	189 円
			51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	214 円
			101 m <sup>3</sup> 以上	234 円
			浴場	11 m <sup>3</sup> 以上
臨時			11 m <sup>3</sup> 以上	234 円

税抜単価

表 7-2 井戸水を使用する場合の算出方法

	測定機器による場合	測定機器がない場合
井戸水のみを使用	井戸水の使用料	1人当たりの使用水量(8m <sup>3</sup> ) × 世帯の人数
井戸水と水道水を併用	井戸水の使用料 + 水道使用量	1人当たりの使用水量(4m <sup>3</sup> ) × 世帯の人数 + 水道使用量

## 2 供用区域

### 公共下水道処理区域

地区名	町名
名張	桜ヶ丘・平尾・丸之内・中町・本町・南町・豊後町・木屋町・元町・榊町・栄町・松崎町・朝日町・上八町・東町・上本町・柳原町・鍛冶町・新町
桔梗が丘	桔梗が丘1番町・桔梗が丘2番町・桔梗が丘3番町・桔梗が丘4番町・桔梗が丘5番町・桔梗が丘6番町・桔梗が丘7番町・桔梗が丘8番町・桔梗が丘南1番町・桔梗が丘南2番町・桔梗が丘南3番町・桔梗が丘南4番町・桔梗が丘西1番町・桔梗が丘西2番町・桔梗が丘西3番町・桔梗が丘西4番町・桔梗が丘西5番町・桔梗が丘西6番町・桔梗が丘西7番町
蔵持	蔵持町里・蔵持町原出・蔵持町芝出・緑が丘東・緑が丘中・緑が丘西
鴻之台	鴻之台1番町・鴻之台2番町・鴻之台3番町・鴻之台4番町・鴻之台5番町
希央台	希央台1番町・希央台2番町・希央台3番町・希央台4番町・希央台5番町
薦原	さつき台1番町・さつき台2番町
箕曲	夏見
比奈知	下比奈知・富貴ヶ丘1番町・富貴ヶ丘2番町・富貴ヶ丘3番町・富貴ヶ丘4番町
百合が丘	百合が丘東1番町・百合が丘東2番町・百合が丘東3番町・百合が丘東4番町・百合が丘東5番町・百合が丘東6番町・百合が丘東7番町・百合が丘東8番町・百合が丘東9番町・百合が丘西1番町・百合が丘西2番町・百合が丘西3番町・百合が丘西4番町・百合が丘西5番町・百合が丘西6番町
南百合が丘	南百合が丘
春日丘	春日丘1番町・春日丘2番町・春日丘3番町・春日丘4番町・春日丘5番町・春日丘6番町・春日丘7番町
つつじが丘	つつじが丘北1番町・つつじが丘北2番町・つつじが丘北3番町・つ

	つじが丘北 4 番町 ・ つつじが丘北 5 番町 ・ つつじが丘北 6 番町 ・ つつじが丘北 7 番町 ・ つつじが丘北 8 番町 ・ つつじが丘北 9 番町 ・ つつじが丘北 10 番町 ・ つつじが丘南 1 番町 ・ つつじが丘南 2 番町 ・ つつじが丘南 3 番町 ・ つつじが丘南 4 番町 ・ つつじが丘南 5 番町 ・ つつじが丘南 6 番町 ・ つつじが丘南 7 番町 ・ つつじが丘南 8 番町
--	---

#### 農業集落排水処理区域

地区名	町名
赤目南部	赤目町丈六 ・ 赤目町一ノ井
黒田	黒田 ・ 結馬 ・ 井手
滝之原	滝之原
田原	東田原 ・ 西田原 ・ 西原町
美旗東部	上小波田 ・ 下小波田 ・ 新田
薦原	八幡 ・ 薦生 ・ 家野 ・ 葛尾
川西	大屋戸 ・ 松原町 ・ 夏秋 ・ 短野 ・ 下三谷
赤目東部	赤目町柏原 ・ 赤目町檀 ・ 赤目町星川
赤目北部	赤目町相楽 ・ 箕曲中村 ・ 青蓮寺
錦生西部	安部田 ・ 矢川
比奈知	下比奈知 ・ 上比奈知

#### 名張市設置型戸別浄化槽区域

地区名	町名
長瀬	長瀬 ・ 上長瀬
国津	神屋 ・ 奈垣 ・ 布生

※ 上記一覧表の地区・町が供用開始区域となっているが、区域外や未供用の箇所もあるため、事前に確認すること。

### 3 参考文献

- ・下水道排水設備指針と解説(2016年版) 公益社団法人日本下水道協会
- ・排水設備事務要覧(2016年版) 公益社団法人日本下水道協会
- ・下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月改定)  
公益社団法人日本下水道協会
- ・下水道排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト  
公益財団法人三重県下水道公社

### 4 主な関係法令等

#### 下水道法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC0000000079>

#### 下水道法施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334CO0000000147>

#### 下水道法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=342M50004000037>

水質汚濁防止法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138>

建築基準法施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338>

浄化槽法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=358AC1000000043>

名張市公共下水道条例

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H417901010005/H417901010005.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H417901010005/H417901010005.html)

名張市公共下水道条例施行規程

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502970300003/H502970300003.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502970300003/H502970300003.html)

名張市公共下水道事業受益者負担に関する条例

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H417901010006/H417901010006.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H417901010006/H417901010006.html)

名張市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502970300004/H502970300004.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502970300004/H502970300004.html)

名張市排水設備指定工事店審査委員会設置要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500001/H502976500001.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500001/H502976500001.html)

名張市農業集落排水処理施設の管理に関する条例

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H403901010025/H403901010025.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H403901010025/H403901010025.html)

名張市農業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規程

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502970300001/H502970300001.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502970300001/H502970300001.html)

名張市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502970300004/H502970300004.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502970300004/H502970300004.html)

名張市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500003/H502976500003.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500003/H502976500003.html)

名張市水洗便所等改造資金補助金交付要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500007/H502976500007.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500007/H502976500007.html)

名張市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500008/H502976500008.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500008/H502976500008.html)

名張市戸別浄化槽条例

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H420901010004/H420901010004.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H420901010004/H420901010004.html)

名張市戸別浄化槽条例施行規程

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502970300006/H502970300006.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502970300006/H502970300006.html)

名張市水洗便所等改造資金補助交付要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500007/H502976500007.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500007/H502976500007.html)

名張市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する要綱

[https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw\\_reiki/H502976500008/H502976500008.html](https://en3-jg.dl-law.com/nabari/dlw_reiki/H502976500008/H502976500008.html)

公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者 試験等に関する規程

<https://www.mie-kousha.or.jp/siken/kitei/kitei.pdf>

公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者 試験等実施要領

<https://www.mie-kousha.or.jp/siken/kitei/yoryo.pdf>

公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する規程にかかる登録取り消し等の基準

<https://www.mie-kousha.or.jp/siken/kitei/kijyun.pdf>

問い合わせ先

名張市上下水道部上下水道維持室

〒518-0413

三重県名張市下比奈知2820

Tel:0595-63-7102

Fax:0595-64-2040

e-mail:[gesui-iji@city.nabari.lg.jp](mailto:gesui-iji@city.nabari.lg.jp)

令和6年4月1日 制定